

医療法人制度あれこれ その2

今回は第5次医療法改正によって、医療法人制度がどのように変わったのかを簡単に書きました。

では、そもそも論として何故医療法人を設立するのでしょうか。その最たるメリットは節税にあります。

今回は、メリットについて触れたいと思います。

1. 節税効果

①所得税の超過累進税率から法人税の2段階比例税率の適用による税負担の軽減（その差は15%ほどあります。）

②家族を役員にすることで、その職務に応じた所得の分散

③退職金の受給

④生命保険や損害保険の経費化（節税しながら資産を形成できます。）

2. 社会的信用の確立

法人化することで、適切な財務管理が可能となり、対外的な信用が向上します。

3. 経営体質の強化

①社会保険診療報酬支払基金の源泉徴収がなくなるため、資金を有効利用できる。

②相続・事業承継対策を円滑に進められる

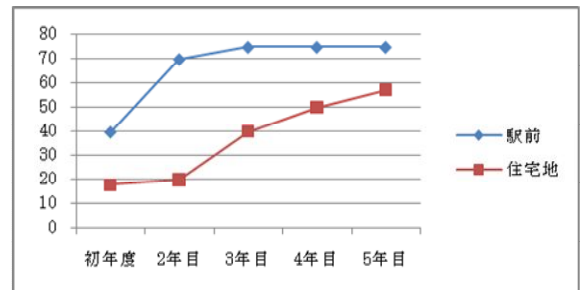
③介護事業等の展開・分院が可能になる。

幾つか掲げましたが、シミュレーションしてみると驚くような結論が出るかもしれません。

クリニックのステージ別成長

各種条件による成長曲線の違い

右図は、駅前と住宅地という立地条件の違いに



よる1日平均来院患者数の推移モデルです。標榜診療科によっても異なりますが、駅前という好条件ですと初年度、2年目という早い段階から多くの患者さんが来院することが多く、一方住宅地に開業すると、どうしても認知度が広まるのに時間を要し、来院患者数（成長曲線）はゆるやかなカーブを描きます。

駅前という好条件での開業は、これから開業する方々には好ましく思うかもしれませんが、必ずしも良いことばかりではありません。例えば、場所柄からテナント料などの固定費も高く、スタッフの賃金設定も高くなりがちです。さらにそのスタッフの固定も難しいことが多く、その都度、募集や面接など煩わしい業務が発生します。さらに一番厄介なのは、次から次へ現れる新規開業する競合クリニックの存在です。開業当時は新しくても年月が経てば当然古くなります。

その点、住宅地では、開業当初は急性疾患の（今度いつ来るかわからない）患者さんが多いですが、徐々に慢性疾患の（定期的に来院する）患者さんが多くなります。当然ですがそこには戦略を立てて実行しなければなりません。しかし、これはどちらが良いか悪いかという問題ではなく、最終的には開業するドクターの性格や持っているスキルの活かし方の問題なのです。

Medical News 2010.3.1号

税理士法人CF Tパートナーズ

株式会社クラウン経営サポート

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346